

SBI 生命「全疾病保障付団信」の ARUHI 新住宅ローンに対する提供開始について

SBI 生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：小野 尚、以下「SBI 生命」）は、2023 年 8 月 21 日より、SBI グループ傘下のアルヒ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 CEO 兼 COO：勝屋 敏彦）と株式会社 SBI 新生銀行（本社：東京都中央区、代表取締役社長：川島克哉）が共同開発した変動金利型住宅ローン「ARUHI 住宅ローン（MG 保証）」に対し、就業不能保障特約付き団体信用生命保険（商品名：「全疾病保障付団信」）の提供を開始することになりました。

このたびの「全疾病保障付団信」の提供開始は、2023 年 6 月 19 日に公表したリリース「ARUHI と SBI 生命による住宅ローン分野における協業について」の取組みの一環であり、今後も SBI 生命はグループシナジーを活かした展開を拡大してまいります。

（参考）[ARUHI と SBI 生命による住宅ローン分野における協業について](#)（2023 年 6 月 19 日付）

以上

◆SBI 生命「全疾病保障付団信」の主な特長

- （１）死亡リスクに備える死亡保障部分に、リビングニース特約、重度がん保険金前払特約が付加されます。
- （２）病気やケガのリスクに備える「全疾病保障」※の就業不能保障特約において、就業不能状態が継続した場合には月々の返済額が就業不能状態の期間に応じて保障され、就業不能状態が一定期間継続した場合には残債が一括で保障されます。がん、急性心筋梗塞、脳卒中など 8 大疾病の場合はもちろんのこと、それ以外の疾病やケガにつきましても、手厚い保障が提供されます。
- （３）ワイド団信（引受基準緩和型団信）を導入することで、持病をお持ちのお客さまでも、一部お引受けすることができるようになります。

※ 精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます。

◆SBI 生命「全疾病保障付団信」の商品概要

	種類	お支払いする場合	お支払い金額
主契約	死亡保険金	お亡くなりになられたとき	保険金をお支払いする場合に該当した時点のローン契約の債務残高相当額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	
特約	リビングニース特約保険金	余命 6 カ月以内と判断されたとき	月々のローン返済額※ ²
	重度がん保険金前払特約保険金	がんと診断確定され、すべての治療を受けたが効果がなかった等と判断されたとき	
	就業不能保険金	就業不能状態になられたとき	保険金をお支払いする場合に該当した時点のローン契約の債務残高相当額
	債務繰上返済支援保険金	所定の期間※ ¹ を超えて就業不能状態が継続したとき	

※¹ 所定の期間 8 疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性肺炎）の場合：12 カ月
上記以外の場合：24 カ月 ※² 8 疾病以外の場合、当初 3 カ月間のお支払いはありません。